令和3年度 公文書開示(8月決定分)

	12 1 2		BIN (CHIKEH)		34 d	느		(±B	拠規定)条例7条		
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数		非開示在	存否応答 1 号	Ť	() 非開示理由等 -	所管局部課等
1	R3. 7. 29	R3. 8. 3	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1)平成28年7月15日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2)平成29年8月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (3)令和元年9月10日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (4)令和元年11月22日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (5)令和3年6月22日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	51	1				1	(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造 等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を 及ぼすおそれがあるため。	住宅政策本部住宅企画部不動産業課
2	R3. 8. 5	R3. 8. 10	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 (1)平成28年11月29日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書 (2)平成29年7月20日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	54	1				1	(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造 等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を 及ぼすおそれがあるため。	
3	R3. 8. 10	R3. 8. 11	東京都知事免許宅地建物取引業者リスト(令和3年8月10日現在)	*	1					-	住宅政策本部住 宅企画部不動産 業課
4	R3. 8. 11	R3. 8. 12	(1) 「抽選・部屋決め会」及び今後の予定等について(通知)(7月19日)(2) 深沢アパート1〜4号棟 3〜4階にお住いの移転対象のみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について (7月29日)(3) 深沢アパート1〜4号棟 1〜2階にお住いの移転対象のみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について(7月29日)(4) 日野新井アパート先行移転対象のみなさま 入居手続き書類の提出及び今後の予定等について(7月16日)(5) 国立北三丁目アパート8〜11号棟の移転対象者の皆様〜 建替移転に関する資料の送付について(7月15日)	63	1					_	住宅政策本部西 部住宅建設事務 所管理課
5	R3. 8. 5	R3. 8. 16	都営高層住宅江東区豊洲四丁目団地整備工事 金額入り工事設計書 (細目を含む)	*	1					-	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所建設課
6	R3. 8. 11	R3. 8. 18	台東小島アパート 部屋決め抽選会について、移転先住宅の追加について 戸間三丁目アパート 戸間三丁目アパートト 西野井本町三丁目アパートト部屋決め抽選会結果のお知らせ 西新井本町三丁目アパート 一面新井本町三丁目アパート・部屋決め抽選会のお知らせ 新宿二丁目アパート 新宿四丁目アパート部屋決め抽選会のお知らせ 鎌倉二丁目アパート 今後の予定 歴史一丁目アパート 今後の予定 歴史一丁目アパート 今後の予定 原巴一丁目アパート 時起決の抽選会のお知らせ 谷在家アパート 移起説み由選会対れあらせ 谷在家アパート 移起説み合資料、移転先住宅関係資料、居住者調査票、移転先住宅見学会のお知らせ、質疑応答事例、建替え移転説明会への参加における留意事項について 保末間第4アパート 移転先見学会 見学部屋のお知らせ	*	1					_	住宅政策本部東 部住宅建設事務 所折衝課
7	R3. 8. 23	R3. 8. 31	東京都知事(〇)第〇〇号 株式会社〇〇に係る次の公文書 ・平成31年3月12日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書のうち添付書類(5)	1	1				1	(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を 及ぼすおそれがあるため。	
8	R3. 8. 25	R3. 8. 31	東京都知事(〇)第〇〇号 〇〇株式会社に係る次の公文書。ただし、履歴事項全部証明書を除く。 ・平成29年4月26日受付第〇〇号の宅地建物取引業免許申請書	28	1				1	(7条4号) 印影は、公にすることにより、偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を 及ぼすおそれがあるため。	

表の見方

- 〈決定区分>・開示、一部開示、非開示(開示しない)、不存在(文書が存在しない)、存否応答拒否(文書があるかないかを明らかにしない)のうち、該当する項目に「1」を記入しています。 <(根拠規定)条例7条>
- ・一部開示及び非開示について、条例7条各号のいずれを根拠として非開示としたのかについて、該当する項目に「1」を記入しています。

<公文書の件名>

- ・特定の個人名、法人名、またそれらの特定に結びつく可能性のある情報はOOと表記しています。
 ・決定区分が不存在の場合や存否応答拒否の場合は、開示請求書の請求件名を記載しています。ただし、個人情報・法人情報保護に配慮し、簡潔に表記する場合がありま

<公文書の枚数>

・光ディスクへ複写し交付している場合は、「※」を記入しています。